

裁 決 書

審査請求人

那須塩原市

処分庁

那須塩原市共壑社 108-2

那須塩原市福祉事務所長 荒川 正

上記請求人から平成21年8月18日付けで提起のあった上記処分庁の保護廃止決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求に係る処分庁がした保護廃止決定処分は、これを取り消す。

理 由

1 事 実

処分庁は、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年8月5日付けで請求人に対して通知した。

2 審査請求の趣旨及び理由

請求人は、概ね次のように主張しているものと解される。また、本件処分については、違法又は不当であるので取り消しを求めているものと解される。

- (1) 身体の原因により仕事ができないのに、保護を廃止されたのは不当である。
- (2) 平成21年9月分の保護費の支給を求める。その後は、身体に負担がない仕事を見つけて自立する。

3 処分庁の主張及び理由

処分庁の主張は、概ね次のとおりであり、本件審査請求を棄却する裁決を求めるというものである。

- (1) 平成21年7月24日に請求人から、就労が内定したことにより自活できるとの理由から辞退届が提出され、処分庁は辞退届を受理した。ただし、最初の給与支払

日が8月末日であるため、それまでの間は保護を継続することとした。また、処分庁は請求人に対して、自己都合で仕事を辞めた場合であっても保護は継続しないと伝えた。

- (2) 請求人の辞退届に基づき、処分庁は保護廃止決定処分を行い、平成21年8月5日に、請求人に対して保護廃止の決定通知書を手渡した。

また、請求人から、仕事は続けているとの話があった。

- (3) 平成21年8月17日に、請求人から、実は1日しか仕事をしていないため生活ができないとの理由により、平成21年9月分の保護費の支給を求められたが、処分庁はすでに保護廃止決定を行っているため、これを認めなかった。

- (4) 請求人は、自ら選択した職業を途中で放棄したものであり、法第4条の補足性の原理に基づく稼働能力の活用が十分に行われていない。



4 事実の認定及び判断

(1) 事実の認定

ア 処分庁は、請求人に対して、法第27条の規定に基づき、平成21年6月26日付けで「平成21年7月21日までに就労し、採用の通知等の写しを提出すること」という内容の指導指示を行った。

イ 処分庁は、平成21年7月3日に、請求人に対して、7月21日までに就職しないと保護は切らざるを得ないと話した。

ウ 処分庁は、平成21年7月17日に、請求人に対して、平成21年7月21日までに（就職が）決まっていない場合は、保護の廃止前提で聴聞することとなると説明した。

エ 請求人は、平成21年7月21日に、処分庁に対して、仕事（クリーニング店に採用された）に就いたことを申告し、内定通知書を提出した。

オ 処分庁は、平成21年7月23日に所内検討会議を開催し、請求人の保護を請求人の辞退届により廃止し、保護廃止の時期は、請求人の求めに応じ、最初の給与が支給される8月末とすること、また、請求人が自己都合で仕事を辞めた場合でも保護は継続しないとの方針を決定した。同日、処分庁は、この方針を請求人に伝えた。

カ 請求人が、平成21年7月24日に、処分庁に対して、生活保護辞退届を提出した。

キ 請求人は、平成21年7月27日に、処分庁に対して、仕事が体に負担がかかるため、仕事を替えたいと訴えた。また、当日は早退したが、仕事は辞めていないと言っていた。

ク 請求人は、平成21年8月5日に、処分庁に対して、クリーニング店の仕事は継続しているが、30kgもの洗濯物を運ぶため耳に影響が出るので、2日後からガソリンスタンドで働く。9月の生活は大丈夫であると伝えた。

これに対し、処分庁は、請求人の新たな仕事について、勤務先や労働条件を確認しなかった。

ケ 処分庁は、平成21年8月5日に、請求人に対して保護廃止決定通知書を手渡した。

コ 請求人は、平成21年8月17日に、処分庁に対して、「実はクリーニング店の仕事は初日の2時間しか行っていない」、「重いものを持ったり激しい動きをするとめまいがして仕事ができない」と申告し、「9月分の保護費だけ支給してもらえないか」と申し入れを行った。

サ 処分庁は、請求人に対して、すでに保護廃止決定処分を行っているため9月分の保護費を支給することはできないと伝えた。

(2) 判断

被保護者から、いわゆる「辞退届」が提出された場合においては、その「辞退届」が有効なものであり、かつ、保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない限り、当該保護を廃止することができるものである。

しかし、「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、保護の実施機関が「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や、本人の意思によらない「辞退届」は効力を有せず、これに基づき保護を廃止することはできないとされている。

また、「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うに当たっては、例えば本人から自立の目的を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう十分に留意することが必要である。

これを、本件について見ると、処分庁は、平成21年7月23日の所内検討会議において、請求人の生活保護について、請求人から「辞退届」を提出させることによって保護の廃止処分を行うことや請求人が自己都合で仕事を辞めた場合でも保護の継続はできないとの方針を決定し、同日、この方針を請求人に伝えた。請求人は、平成21年7月24日に処分庁に対して「生活保護辞退届」を提出した。この経過から、処分庁が請求人に対して「辞退届」の提出を提案又は誘導したことが推察できる。したがって、本件「生活保護辞退届」は、本人の任意かつ真摯な意思に基づくものと認めることはできないものである。

また、請求人は、平成21年8月5日に処分庁を訪れ、クリーニング店の仕事は30kgもの洗濯物を運ぶため耳に影響が出るので、2日後に転職する旨の発言をしており、請求人が不安定な就労状態にあることが窺えるにも関わらず、処分庁は新たな勤務先や労働条件を確認しておらず、自立の目的を検討していない。

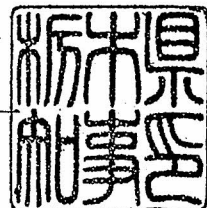
以上のとおり、本件処分は請求人から提出された「生活保護辞退届」に基づいて決定されているが、当該「辞退届」が請求人の任意かつ真摯な意思に基づくものと認めることはできないこと及び請求人の自立の目的が立っているとは認めがたいことを考慮すると、当該「辞退届」は有効なものとは認められず、本件処分は不当である。

なお、保護廃止決定通知書には「就労により廃止する」との廃止理由が記載されているが、処分庁が保護の要否判定を行っている事実は認められないことや処分庁が弁明書の中で「辞退届」に基づき廃止処分を行ったと述べていることから、本件処分は請求人から提出された「生活保護辞退届」に基づくものであると認められる。

以上、本件処分を違法又は不当とする請求人の主張には理由がある。
よって、主文のとおり裁決する。

平成21年10月8日

栃木県知事 福田富一



(教示)

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。